

J R 東海 労 申 第 6 号
2 0 1 7 年 7 月 1 3 日

東海旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 柘植 康英 殿

J R 東海 労働組合
中央執行委員長 小林 光昭

労働協約第37条及び272条の運用に関する団体交渉開催を求める4回目の申し入れ

申第25号「労働協約第37条及び272条の運用に関する団体交渉を求める3回目の申し入れ」に対して、会社は4月13日に、会社が労働協約を誤って「解釈・運用」していることが明白であることから、申第14号、申第20号、申第25号について団体交渉の開催を求めたにもかかわらず、団体交渉の開催の拒否を幹事間で通告した。又、問題となっているところの、「年休は欠勤ではない」とする昭和63年2月に山田勤労課長（当時）の前書きのある「就業規則の解釈と運用」について、全く話をするともなく、更に現在の就業規則の解釈資料についても明らかにしない。

組合は、このような会社の組合を無視したような対応に対して、4月14日東京都労働委員会にあっせんの申請をした。そして7月3日、東京都労働委員会においてあっせんが行われた。

会社は、前例としないのならば団体交渉を行う用意があったが、前例としないということは、今後も組合として必要な団体交渉の開催を求めたときに会社の一方的な解釈で団体交渉の開催を拒否する姿勢に変わりがないということであり、組合としては認められない。

従って、改めて下記の通り申し入れるので、早急に団体交渉を開催すること。

記

1. 会社が最初の松井組合員の苦情処理申告に対して、事前審理において新幹線地本の幹事がその主旨を会社側幹事に説明しているにもかかわらず、苦情処理会議を開催しなかった理由を明らかにすること。
2. 昭和63年2月に山田勤労課長（当時）の前書きのある「就業規則の解釈と運用」について、会社はなぜ過去の資料として議論を拒否するのか明らかにすること。
3. 現在あるとされている就業規則の解釈資料について、なぜ詳細について明らかにしないのかその理由を明らかにすること。

4. 欠勤に関する解釈が、昭和 63 年 2 月当時と変わったのか、変わっていないのか明らかにすること。

以 上